二　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

三　別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四　汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

五　臨海部特例区域にあっては、次に掲げる図面

イ　施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

ロ　施行管理方針の確認に係る土地を第四十九条の三第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

ハ　施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面

ニ　施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合であり、第五十二条の二第三項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

六　土地の形質の変更を行った場合にあっては、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

七　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあっては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

八　法第十六条第一項の調査（第六十条第一項第三号において「認定調査」という。）を行った場合にあっては、土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）の土地の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

九　（略）

8　指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、次のとおりとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書類

二　指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類

三　汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

9　台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　要措置区域等の指定に係る土壌汚染状況調査の土壌その他の試料の分析の結果

二　別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果

（新規）

二　汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

（新規）

（新規）

（新規）

三　（略）

8　指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの図面

二　指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面

（新規）

（新規）